

# 回覧

(公印省略)

由社教第0430001号  
令和6年4月30日

集会所・自治公民館施設等の指定管理者 各位

由布市教育委員会  
教育長 橋本 洋一

集会所・自治公民館施設等における指定管理に係る説明会に  
おける質問事項に対する回答について（通知）

春暖の候、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、4月16日に開催しました標記説明会につきましては、ご多忙のところご出席いただき感謝申し上げます。

本説明会での質問事項につきましては下記のとおり回答いたします。大変お手数ではございますが、回答に対する質問等がございましたら湯布院公民館までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

## 記

**【質問】1** 1月29日に公民館指定管理に関する説明会が開催されたが、今回も指定管理者に係る説明会で、内容を聞く限り話す内容も同じだが、あえて説明会を今回開く目的とか理由とは何か。

**【回答】1** 今回は、自治委員が変わった地区もあり、再度改めて説明させていただきました。

また、令和5年度の実績報告書の記入のお願いをしたいということから、自治区に集まって頂き、説明会を開かせて頂きました。

**【質問】2** 建物の無償譲渡に伴う協定書の締結は、いつ頃になるか。無償譲渡後は毎年度の実績報告書の提出は不要になるのか。

**【回答】2** 令和3年6月議会で教育民生常任委員会委員長より、自治公民館のあり方を3町統一するよう早急に対応すべきとの意見が報告され、今日まで各自治区と協議を重ねております。

今後は、各自治区に協定書案等をお示しし、協議を行い、令和7年9月議会に自治公民館等の無償譲渡について提案するスケジュールです。

自治公民館の指定管理協定の期間が切れる令和8年3月31日までに公民館等無償譲渡契約の締結を行います。

無償譲渡後につきましては、指定管理の実績報告書の提出は不要になります。

※ 今後のスケジュール

令和6年 7月 説明会（湯布院地域自治委員会終了後）

令和7年 1月～3月 自治区等の総会において無償譲渡に関する協議

令和7年 9月 市議会において無償譲渡について提案

令和8年 3月まで 無償譲渡契約の締結

令和8年 3月 指定管理協定の期間満了

**【質問】 3 火災保険や施設賠償保険について、どこに頼めば良いのか。**

**【回答】 3 火災保険につきましては、現在、本市が所有する公民館等建物に市町村向けの火災保険に加入をしております。現在の加入内容につきましては、2月に当時の自治委員等へ資料を送付させていただきましたので、ご覧いただければ幸いです。**

無償譲渡後は、自治区等において直接加入する必要がありますが、加入するか否かにつきましては、自治区等において判断することになります。

自治区単独で加入するのか、他の自治区等との合同で加入するのか、今後の会議で方向性を出していきたいと考えています。

施設賠償保険につきましては、公益社団法人全国公民館連合会において「公民館総合補償制度」があり、自治公民館も加入することができます。この保障制度については以下の制度に分けられ、いずれか又は全てに加入することができます。

① 行事傷害補償制度

公民館行事参加者等の参加又は往復途上による事故又は疾病あるいは公民館利用者の利用による事故に対し補償します。

② 賠償責任補償制度

公民館施設の欠陥や公民館活動上の過失によって事故が発生し、第三者の生命や身体を害し、又は、財物を損壊したことにより、公民館に法律上の損害賠償責任が生じた場合に被害者に対する損害賠償金をお支払いする制度です。

③ 職員災害補償制度

公民館の業務中や職務に従事中又は通退勤途中の事故によってケガをさ



れた場合、保険金をお支払いする制度です。

なお、内容の詳細につきましては、別紙（公民館総合補償制度のご案内）をご覧ください。

また、火災保険や施設賠償保険についての費用は、各自治区の負担となります。

**【質問】4** 市以外が所有する土地については、固定資産税の関係で賃借料を払う必要があるのですが、市が所有して、市から自治区等に対し無償貸与でいいのではないかと。

**【回答】4** パターン毎に回答します。

市所有以外の土地を今後、市が取得し自治区等へ無償譲渡することは、旧庄内町、旧挾間町がそれぞれの自治区で土地を準備し、それぞれの自治区で公民館等を建設した経緯を勘案しますと、市で取得することの理解が得られないと考えています。

① 本市所有の土地の場合

本市と自治区等との間で無償貸与の契約を締結します。固定資産税の請求は、ございません。

② 個人所有の土地の場合

- ・ 所有者の方と市又は自治区と協定や契約を結ぶに至る資料を本市としましても過去を遡って調べているところです。
- ・ 現に使用賃貸借契約を結んでいるところにつきましては、更新等がない限りはそのまま契約が有効と考えます。
- ・ 使用賃貸借契約を締結していないところにつきましては、契約を締結した方が望ましいです。
- ・ 自治公民館等用地につきましては、本市の税務課に対し固定資産税の免除申請を行うことで免除されます。

③ 神社所有の土地の場合

- ・ 神社庁等と市又は自治区と協定や契約を結ぶに至る資料を本市としましても過去を遡って調べているところです。
- ・ 現に使用賃貸借契約を結んでいるところにつきましては、更新等がない限りはそのまま契約が有効と考えます。
- ・ 使用賃貸借契約を締結していないところにつきましては、契約を締結した方が望ましいです。
- ・ 神社等の宗教法人の土地の場合は固定資産税が免除になります。

**【質問】 5** 公民館等が無償譲渡された後、公民館等が不要になった場合、自治区で処分するのか市が処分するのか、協定書の内容は、どうなりますか。

**【回答】 5** 旧庄内町、旧挾間町がそれぞれの自治区で自治公民館の建物を解体し、公民館等を建設した経緯を勘案しますと、市で自治公民館を解体することの理解が得られないと考えています。

**【質問】 6** 乙丸3自治区と東石松3自治区の集会所の移管については、今回の指定管理者制度の説明会において一緒に説明すべきではないのか。

**【回答】 6** 乙丸3自治区と東石松3自治区の集会所につきましては、本市の財政課において当該自治区と賃貸借契約を結んでおります。今回の指定管理者制度による22施設とは別に協議が行われます。

**【質問】 7** なぜ自治公民館とか集会所と名称が分かれているのか。

**【回答】 7** 例外もありますが、集会所となっているのは防衛施設の補助金で建てられているものがほとんどであります。

農民研修施設、農民研修所となっているところは、農政関係の補助金を活用しています。

自治公民館の名称は、湯布院町単費で建設されています。

**【質問】 8** 自治公民館等の建物に対し市において耐震調査をし、又は、耐震工事を行ってほしい。

**【回答】 8** 自治公民館等の建物に対する維持管理につきましては、自治区等で行っていただいております。したがって、耐震調査については自治区が必要に応じて行っていただくこととなります。

耐震工事につきましても同様に自治区等で行っていただくこととなりますが、これまでどおり自治公民館等整備補助金を活用することができます。

なお、現在の新耐震基準につきましては、昭和56年6月1日に施行されており、昭和56年6月1日以降に設計された建物につきましては、現在の新耐震基準に基づいて建設されています。

社会教育課 湯布院公民館 佐藤  
〒879-5192 由布市湯布院町川上 3738 番地 1  
電話：0977-84-2604 FAX：0977-84-2603